

2020 年度研究会活動報告

「国際家族法学会」

1. 研究課題

「国際家族法研究会」

2. 概要・目的

本研究会は、わが国の家族法と各国の家族法との比較法的観点から研究を深めるために、議論及び研究発表の場とすることを目的とする。本研究会は科研費「アジア国際家族法における普遍的法秩序の探究」(19K01325)の取得に基づく活動であり、特にアジア地域における家族法の比較を、有効な比較方法を模索しながら進める予定である。将来は、「家族」からジェンダー問題まで含む総合的研究に発展させることを念頭に置いている。

3. 主査・メンバー（構成）

代表者：佐々木 彩（客員研究員・苫小牧高専准教授）

齋藤 洋（研究員・東洋大学法学部教授）

笠原 俊 宏（東洋大学法学部元教授、マリタックス法律事務所所属弁護士）

徐 瑞 静（客員研究員・日本大学非常勤講師・中国弁護士）

4. 今年度の活動・成果報告

科研費取得による研究を遂行するため、昨年度のインドネシア訪問調査（最高裁判所（ジャカルタ）、地方裁判所（メラウケ）、高等裁判所（ジャブラヤ）、弁護士協会（ジャカルタ）に引き続き、今年度は中国を訪問調査する予定であったが、コロナウィルスの影響により今年度の訪中は断念した。国内における出張もままならない状況が今年度前半は続いたため、本研究会の構成メンバーであり、中国家族法に造詣が深い、笠原俊宏弁護士や徐瑞静中国弁護士にオンライン上で情報提供を受けた。また、研究遂行に際し、齋藤洋教授から、法の基礎概念の再確認に通ずるような様々な指摘をご教授賜った。その成果として、「東アジア家族法における法秩序 —中国家族法を素材として」（『現代社会研究』第18号）を公表予定である。